

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（土工）というほか、「ICT土工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>～中略～</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)河川土工、海岸土工、砂防土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工 <p>2)道路土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p><u>3)その他（1箇所あたりの施工規模が1,000m³未満となる土工に付随する場合のみ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝工 ・暗渠工 	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（土工）というほか、「ICT土工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>～中略～</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)河川土工、海岸土工、砂防土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工 <p>2)道路土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 	<p>下線赤字追加</p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 1-1 概要 ～中略～ また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（舗装工）というほか、「ICT舗装工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p>	<p>1. ICT活用工事 1-1 概要 ～中略～ また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（舗装工）というほか、「ICT舗装工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p>	<p><u>下線赤字追加</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（河川浚渫）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（河川浚渫）というほか、「ICT河川浚渫」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)、2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p><u>起工測量にあたっては、直近の測量成果簿等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（河川浚渫）というほか、「ICT河川浚渫」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)、2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p>	<p>下線赤字追加</p>

沖縄県におけるICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、<u>作業土工（床掘）</u>を行うための3次元設計データを作成する。</p>	<p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p>	<p>下線赤字追加</p>

沖縄県におけるICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p><u>付帯構造物設置工</u>の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p>	<p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>④ 4次元出来形管理等の施工管理</p> <p>1-2③による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p>	<p><u>下線赤字追加</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（法面工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（法面工）というほか、「ICT法面工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</u></p> <p><u>また、法面工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>～中略～</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～8)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施する。</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や、繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、<u>他の計測技術による</u>出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p><u>(3)出来形管理帳票</u></p> <p><u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（法面工）というほか、「ICT法面工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>～中略～</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～8)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施する。</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や、繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどの出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議するものとする。</p> <p>～中略～</p>	<p>備考</p> <p><u>下線赤字追加</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（地盤改良工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（地盤改良工）というほか、「ICT地盤改良工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</u></p> <p><u>また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（地盤改良工）というほか、「ICT地盤改良工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p>	<p>備考</p> <p><u>下線赤字追加</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（舗装工（修繕工））というほか、「ICT舗装工（修繕工）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する<u>実施要領</u>」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ ICT建設機械による施工（<u>施工管理システム</u>）</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、<u>施工指示に用いる切削計画</u>を作成する。また、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2②による<u>3次元設計データ</u>を、工事完成図書として電子納品する。 <u>ただし、1-2③及び1-2④を実施した場合には、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（舗装工（修繕工））というほか、「ICT舗装工（修繕工）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する<u>試行要領</u>」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 4次元データの納品</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2④による施工履歴データを用いた出来形管理を用いて、確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>	<p>備考</p> <p><u>下線赤字追加</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））というほか、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>構造物工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～5)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p><u>なお、計測装置位置と計測対象箇所との隔離、位置関係により1)～5)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</u></p> <p>～中略～</p> <p>(2)出来形管理基準及び規格値</p> <p>出来形管理基準及び規格値については、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を用いる。その他、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による。<u>厚さ管理は本要領の対象外とする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））というほか、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>構造物工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～5)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>(2)出来形管理基準及び規格値</p> <p>出来形管理基準及び規格値については、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を用いる。その他、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による。</p>	<p>備考</p> <p><u>下線赤字追加</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（擁壁工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（擁壁工）というほか、「ICT擁壁工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する<u>実施要領</u>」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p><u>また、擁壁工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～8)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p><u>なお、計測装置位置と計測対象箇所との隔離、位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</u></p> <p>～中略～</p> <p>(2)出来形管理基準及び規格値</p> <p>出来形管理基準及び規格値については、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を用いる。その他、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による。<u>厚さ管理は本要領の対象外とする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（擁壁工）というほか、「ICT擁壁工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する<u>試行要領</u>」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～8)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>(2)出来形管理基準及び規格値</p> <p>出来形管理基準及び規格値については、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を用いる。その他、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による。</p>	<p>下線赤字追加</p>

沖縄県におけるICT活用工事（基礎工）実施要領（令和5年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（基礎工）というほか、「ICT基礎工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p><u>また、基礎工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～8)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p><u>なお、計測装置位置と計測対象箇所との隔離、位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</u></p> <p>～中略～</p> <p>(2)出来形管理基準及び規格値</p> <p>出来形管理基準及び規格値については、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を用いる。その他、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による。<u>厚さ管理は本要領の対象外とする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（基礎工）というほか、「ICT基礎工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領」を参照。）</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>下記1)～8)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>(2)出来形管理基準及び規格値</p> <p>出来形管理基準及び規格値については、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を用いる。その他、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による。</p>	<p>下線赤字追加</p>